

菊政審第 39 号
令和 4 年 6 月 17 日

菊池市議会議長 水上 隆光 様

菊池市政治倫理審査会会長 松永 榮治



勧告書(写)の送付について (通知)

令和 4 年 2 月 28 日に提出された調査請求書について、菊池市政治倫理審査会より別紙写しのとおり勧告を行いましたので、別紙のとおり送付します。



(写)

菊 政 審 第 35 号
令 和 4 年 6 月 17 日

荒木 崇之 様

菊池市政治倫理審査会
会長 松永 榮治



勸告書(1号議案)

令和4年4月5日付けで、菊池市長から審査を付託された調査請求について、菊池市政治倫理条例(以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、下記のとおり勸告する。

記

第1 当該審査請求に関する勸告

条例第9条第1項では、菊池市政治倫理審査会は「必要と認める措置を勸告することができる。」と規定しており、「必要と認める措置」の内容については、①議場における議長の注意、②議場における謝罪文の朗読、③議員辞職勸告などが想定され、他自治体にはそのような規定を持つ条例・規則等もあるが、本市の条例は、勸告すべき措置の内容についての具体的な規定がない。

なお、条例における二親等規制の目的は、「議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保するためにあるものと解され(最高裁第三小法廷平成26年5月27日判決参照)、そのような規制の目的は正当なものとされている。

そこで、条例を制定した議会の名誉と品位を守るためには、議員自らがこれを遵守する必要があることから、荒木議員に対しては、条例が規定するとおり、「市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努め」ること(第4条第4項)を勸告するものである。

仮に条例の規定に不服や疑問が残るのであれば、議会内部で論議し、その自主的な判断で妥当な解決が図られることを切に希望するものである。

第2 当該審査請求に関する審査の概要

別紙「菊池市政治倫理審査会審査結果報告書(写)」参照